

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年10月3日
【会社名】	株式会社サハダイヤモンド
【英訳名】	SAKHA DIAMOND Corp.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 今野 康裕
【本店の所在の場所】	東京都墨田区千歳三丁目12番7号
【電話番号】	03(3846)2061
【事務連絡者氏名】	取締役ブライダルジュエリー事業部長 亀井 晃
【最寄りの連絡場所】	東京都墨田区千歳三丁目12番7号
【電話番号】	03(3846)2061
【事務連絡者氏名】	取締役ブライダルジュエリー事業部長 亀井 晃
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 65,000,000円 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 2,210,000,000円  (注) 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行新株予約権証券】

##### (1)【募集の条件】

発行数	650個（新株予約権1個につき100,000株）
発行価額の総額	65,000,000円
発行価格	新株予約権1個当たり100,000円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成23年10月19日（水）
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社サハダイヤモンド 本社管理部 東京都墨田区千歳三丁目12番7号
払込期日	平成23年10月19日（水）
割当日	平成23年10月19日（水）
払込取扱場所	株式会社三菱東京UFJ銀行 本所中央支店 東京都墨田区両国四丁目30番12号

(注) 1. 第10回新株予約権の発行については、平成23年10月3日（月）開催の取締役会決議によるものであります。

2. 申込方法は、申込期間内に申込取扱場所に申込みをすることとします。

3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。割当予定先の状況については、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照ください。

4. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

5. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## (2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社サハダイヤモンド普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における標準となる株式です。 なお、単元株式数は100株となっております。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の総数は、65,000,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下「割当株式数」という。)100,000株)。但し、本欄第2項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. (1) 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項の規定に従って行使価額(以下に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>(2) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>(3) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(2)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>(1) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を発行する場合における株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)は、33円とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権1個につき3,300,000円とする。</p> <p>2. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済み普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)により調整するものとする。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。但し、株券の交付については別記「(2) 新株予約権の内容等(注)」欄第2項の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

	<p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切捨てる。 この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切捨てる。 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。 この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切捨てる。 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。 また、本項第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。 その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が一致する場合には、本項第(2)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。</p> <p>(7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>2,210,000,000円 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項により、行使価額が調整された場合等には、上記発行価額の総額は増加または減少する。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を取得した場合には、上記発行価額の総額は減少する。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は33円とする。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項によって変更されることがある。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。</p>

	(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本項第(1)号記載の資本金等増加限度額から本項第(1)号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	平成23年10月19日から平成24年10月18日までとする。 但し、本新株予約権が取得される場合、取得される本新株予約権については、取得のための公告がなされた日の1日後)までとする。なお、行使期間最終日が営業日でない場合はその前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社サハダイヤモンド 本社管理部 東京都墨田区千歳三丁目12番7号 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱東京UFJ銀行 本所中央支店 東京都墨田区両国四丁目30番12号
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	1. 当社は、当社が吸収合併による消滅並びに株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議し、当該株式交換又は株式移転の効力発生日以前の取締役会において本新株予約権を取得する日を定めた場合、会社法第273条第2項の規定に従って通知又は公告したうえで、かかる取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を発行価額と同額で取得することができる。 2. 当社は、取締役会が、発行価額と同額で本新株予約権を取得することを決議した場合は、当社取締役会で定める取得日の2週間以上前までに通知又は公告したうえで、かかる取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部又は一部を発行価額と同額で取得することができる。一部を取得する場合は、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

## (注) 1. 本新株予約権の行使請求の方法

本新株予約権を行使する場合、所定の行使請求書に必要事項を記載してこれに記名押印したうえで、これを別記「新株予約権の行使期間」欄記載の行使期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に提出するものとする。当該行使に係る本新株予約権につき本新株予約権証券が発行されている場合は、行使請求書に当該本新株予約権証券を添付しなければならない。

本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に到着し、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

## 2. 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
2,210,000,000	11,000,000	2,199,000,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額（65,000,000円）に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額（2,145,000,000円）を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。
3. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び発行諸費用の概算額は減少します。
4. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書作成費用等400,000円、割当先調査費用等300,000円（株式会社ジェイ・ビー・エス：代表取締役村上英嗣：東京都千代田区神田神保町3-2-5）、新株予約権評価算定費用3,500,000円、登記登録費用6,300,000円、事務手数料500,000円。なお、発行諸費用の内訳については概算額であり、変動する可能性があります。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額2,199百万円につきましては、ダイヤモンド研磨事業の運転資金、ダイヤモンド研磨事業の設備費等、当社グループの運転資金として充当する予定であります。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
ダイヤモンド研磨事業（注1）の運転資金 <内訳> 1. ダイヤモンド原石取得費等 2. 原石購入時に必要とされる未収消費税等	1,654 1,136 518	平成23年10月～ 平成24年9月
ダイヤモンド研磨事業（注1）の設備費等 <内訳> 1. ダイヤモンド研磨に使用するレーザーソーイング等（注2） 2. ダイヤモンド研磨に使用するモーター購入費等（注3）	100 40 60	平成23年10月～ 平成23年11月
当社グループの運転資金 <内訳> 1. 証券代行手数料等 2. 監査報酬等 3. 租税公課等 4. 賃貸借料等 5. その他公共料金等	445 90 50 60 130 115	平成23年10月～ 平成25年3月
合計	2,199	

- (注) 1. 当社の海外子会社公開型株式会社サハダイヤモンド（ロシア）におけるダイヤモンド研磨事業。
2. レーザーソーイング等とは、ダイヤモンド原石を研磨する時に使用されるダイヤモンドレーザーカッターをいいます。
3. モーター購入費等とは、ダイヤモンド原石を研磨する時に使用される高速度回転モーター等をいいます。
4. 当社グループの資金使途に対応した事業計画は9p第3[第三者割当の場合の特記事項]1[割当先の状況]c.に記載しております。
5. 当社グループは、1. 運転資金（証券代行手数料等、監査報酬等、租税公課等、賃貸借料等、その他公共料金等）、2. ダイヤモンド研磨事業の運転資金（原石取得費等、未収消費税等）、3. ダイヤモンド研磨事業の設備費等（ダイヤモンド研磨に使用するレーザーソーイング等、モーター購入費等）の順で優先順位をつけて充当する予定であります。
6. 調達した資金につきましては、支出までの期間、当社の取引金融機関の預金口座等で保管する予定であります。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

### 1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	
氏名	巖 健軍（ゲン ケンゲン）
住所	中国上海市愚園路
国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。 なお、国内における株式事務手続きの代理人の氏名及び住所は以下の通りです。 小林フェア法律会計事務所 弁護士 風祭 靖之 東京都千代田区九段北4 - 3 - 20 - 803
職業の内容	上海致達ハイテクホールディング 董事長
b. 提出者と割当予定先との関係	
出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

（注） 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係の欄は、本届出書提出日現在におけるものであります。

### c. 割当予定先の選定理由

#### 資金調達背景

当社グループは、昭和31年創業以来、ダイヤモンドを主力商品とした数々の宝飾品を販売してまいりましたが、平成20年度に作成した3年の事業計画に基づいて、その販売チャネルを卸売業から小売業にシフトし、平成22年7月1日付で会社分割（新設分割）により、当社は商号の変更を行わずに持株会社へ移行しております。

現在、当社子会社株式会社バージンダイヤモンド・ジャパンにおけるブライダルジュエリーの販売及び当社子会社株式会社バージンダイヤモンドによるインターネットを通じてのファッションジュエリー販売並びに海外子会社公開型株式会社サハダイヤモンド（ロシア）の原石販売、原石加工販売を中心として積極的な業務運営を推進するとともに財務体質の改善に努めております。また、ロシア連邦サハ共和国と当社グループは、ダイヤモンドを主力とする長年の取引実績、人的信頼関係から強力なパイプを持っており、従来のダイヤモンドに続いて、ロシア産インゴット（金地金）の輸入、販売及び資源に関する品目等を中心に事業を行うことができる商社機能を持つ100%子会社株式会社サハダイヤモンド・トレーディングを平成22年9月30日に設立し、本格的に輸入、販売をスタートさせております。

当社におきまして、近年、多額の資本を増強させていただき、その都度株主様にご理解、ご支援を頂戴してまいりました。しかし、その一方で業績が上がらず、結果として多額の損失を計上し、株主様を始め投資家の皆様方のご期待に応えられなかったことは、真に遺憾に思う次第であります。

当社は、ブライダルジュエリー事業、e-ショッピング事業（インターネット販売）、宝飾事業、ダイヤモンド研磨事業、資源開発事業、海外事業における資金調達を行うものの、資金繰りが悪化し、株式の希薄化以上の業績向上が認められない状況が続き、事業改善の遅延による業績悪化・多額の特別損失の計上、経費削減に努めてまいりましたが、過去の事業拡大・投資における不良債権処理等に追われ、更なるファイナンスが必要となる悪循環な状況が続いておりました。

また、当社グループの平成23年3月期の業績につきましては、売上高は1,900百万円（前年同期比94.5%増）、営業損失は500百万円（前年同期は営業損失967百万円）、為替差損63百万円の発生等により経常損失は571百万円（前連結会計年度は経常損失977百万円）、固定資産売却益56百万円、たな卸資産処分損56百万円、減損損失76百万円の発生等により当期純損失は633百万円（前連結会計年度は1,298百万円の当期純損失）となっております。

当社グループは、収益、利益率の向上及び財務体質の改善が最大の課題であります。そのために今年度は、サハダイヤモンドグループのそれぞれの特徴を打ち出し、事業拡大を図っており、ブライダルジュエリー事業につきましては、当社子会社



の株式会社バージンダイヤモンド・ジャパンが運営するブライダルリング専門店として銀座本店、名古屋本店の2店舗を出店しておりますが、WEBと実店舗の一体化により、集客を強化し販売しております。また、株式会社バージンダイヤモンドにおけるインターネット事業では、インターネットによる販売は、今後ますます発展する有望な市場であり、リピート率の向上と高級品の販売を進めております。ダイヤモンド研磨事業につきましては、当社海外子会社公開型株式会社サハダイヤモンド(ロシア)における原石の確保、原石及び自社研磨販売を行っております。トレーディング事業は、商社機能を持つ子会社株式会社サハダイヤモンド・トレーディングにおいてはロシア産インゴット(金地金)の輸入、販売等を積極的に行って行く予定であります。これらの体制を整え業績の向上を目指し、平成24年3月期の連結業績予想につきましては、売上高は2,700百万円、営業損失200百万円、経常損失300百万円、当期純損失310百万円となる見通しであります。

なお、当該ファイナンスによる平成24年3月期の業績への影響につきましては、中期的に当社グループの中心事業であるダイヤモンド研磨事業の拡大に寄与しますが、現時点では軽微であると考えております。

また、平成25年3月期以降は自らの事業で計上した資金によって事業拡大資金の充当が達成できると考えております。

しかしながら、このような状況により、当社は、現在、継続企業の前提に重要な疑義が存在しており、これらを早期に解消し、収益基盤の確保を図るために有効な資金調達の手段を講じる必要に迫られております。

当社は、平成20年8月4日付で公表している行使価額修正条項付第8回新株予約権(MSワラント)(第三者割当)の発行並びにコミットメント条項付第三者割当契約に関する当社の見解についての中で、本件ファイナンスは、今後3年間の資金調達を目的として行うものであることから、本件ファイナンスの発行決議日より、3年間はエクイティ・ファイナンスに係る決議は行いません。とお知らせしておりましたが、その後、当初予定しておりました資金調達計画が当社の株価下落により、予定通りに行使が進まない状況であり、当初の資金調達から大幅に遅れました。さらに、第8回新株予約権の発行日時点の上場株式数の10%を超えない株式数では1か月に180百万円の資金調達しか望めない状況であったため、平成21年12月30日をもって第8回新株予約権(2,105,997,894株)は当社が全部取得及び消却し、新たに喫緊の手許流動資金及び中期的に必要な資金を調達することを目的として、平成21年12月14日付で第9回新株予約権(153,846,000株、調達額約800百万円)を発行することとし、平成23年5月23日付で当初の割当先であったBILLION MASTER HOLDINGS LIMITED及び株式会社NETBANCOから未行使分(68,846,085株、調達額約358百万円)がEurostar HK Holdings Limitedに譲渡され同日権利行使がすべて完了しております。

今回の第10回新株予約権の資金調達による事業計画についてであります。当社の海外子会社である公開型株式会社サハダイヤモンド(ロシア)でのダイヤモンド原石取得量の増加とダイヤモンドの自社研磨生産の増強を行い、研磨済みダイヤモンドを積極的に販売していく計画であります。

当社の海外子会社である公開型株式会社サハダイヤモンド(ロシア)は、平成22年3月期にはリーマンショックの影響を受けて、ダイヤモンド市場が急激に停滞していたことから、原石取得及び自社研磨販売を控えておりました。この時期はデビアスなど大手ダイヤモンド鉱山会社の生産調整が行われ供給されるダイヤモンド原石も一時的に減少しておりました。

その後、ダイヤモンド原石の生産調整が終了する一方で、平成22年後半には中国やインドなど新興国の旺盛な需要増に支えられてダイヤモンド市場が回復し、本年に入ってはダイヤモンド原石価格が約30%以上あがるなどダイヤモンド原石は供給不足の売り手市場に変化しております。

現在、世界のダイヤモンド産業では、より多くのダイヤモンド原石を取得し、中国やインドなどを中心にダイヤモンドを販売することが主流になっており、今後当社グループは、ロシア連邦サハ共和国内でダイヤモンド原石の確保の増量を目指し、ダイヤモンドの自社研磨生産の処理量を増強することで、日本は勿論、中国やインドへ研磨済みダイヤモンドの販売先が確定できる予定であり、積極的に販売していく計画であります。

また、今回の割当先である、厳健軍氏は、当社社外取締役である陳?康氏よりご紹介していただき、当社の紹介に厳健軍氏が理解を示したことによるものであります。厳健軍氏は現在、上海致達ハイテクホールディング(業務内容:情報産業、電力電気製品などの開発と販売、建設不動産業等、従業員数:1万人)の董事長をされております。

なお、当社は、平成23年6月28日付、第三者割当による第9回新株予約権の資金計画の変更にて公表の本社運転資金128百万円につきましては、平成23年7月末時点で本社運転資金(支払手数料58百万円、租税公課23百万円、賃貸料等47百万円)として128百万円を充当しております。

加えて、本ファイナンスによる新株予約権の払込み65百万円が実施されない場合は、他の資金調達も難しいことから、当社の手元流動資金も平成23年10月でショートする可能性があり、新株予約権の発行による払込み65百万円が実施された場合は平成23年12月までは手元流動資金を補うことができる予定であります。それ以降は本新株予約権の行使がない場合はショートする可能性があります。

また、本ファイナンスによる2,145百万円分の行使が実施されない場合は、当社グループの柱であるダイヤモンド研磨事業の積極的な推進もできないこととなり、現在進めている事業計画の実現にも支障をきたすおそれがありますが、第10回新株予約権の発行と行使分により24.24%の希釈化が生じるものの、当社の財務体質が強化され、ダイヤモンド研磨事業を拡大することとなります。

その結果として、売上の増大だけでなく利益率の向上が見込め、平成25年3月期以降は自らの事業で計上した資金によっ

て事業拡大資金の充当が達成でき、本ファイナンスは当社グループの中期的な企業価値の向上を図り、既存株主の皆様の利益に資するものと考えております。

また、当社は当該規模の第三者割当による新株予約権の発行を行うに際し、広く株主の意見を集約する方法として、当該資金調達を議案に織り込んだ臨時株主総会を開催し、一般株主の判断を求める方法も検討してまいりましたが、臨時株主総会を招集するにはコスト面での負担が大きく増えてしまうため、開催を行わないことといたしました。

計画の内容につきましては、当社グループは、ブライダルジュエリー事業、インターネット事業、ダイヤモンド研磨事業、トレーディング事業の4つを報告セグメントとしており、ブライダルジュエリー事業ではダイヤモンドを主力としたブライダルジュエリーの製造販売、インターネット事業はインターネットを通じてファッションジュエリーを中心とした商品の販売、ダイヤモンド研磨事業はロシア産ダイヤモンドの原石販売及び原石加工販売を行っており、加えて、トレーディング事業では、ロシア産インゴット(金地金)の輸出入販売及び資源に関する品目等の販売を行っております。

なお、平成23年3月期における当社の海外子会社公開型株式会社サハダイヤモンド(ロシア)の原石販売は好調に推移したため売上高は1,356百万円、セグメント損失は52百万円となりました。

同社では、1か月間のダイヤモンド研磨の生産量は約1,500c t(カラット:ダイヤモンドの重量の単位)から約3,000c t程度まで研磨することが可能であり、購入した原石を研磨して販売するまでにはダイヤモンド原石の仕入から約3か月程度時間をかけて研磨し、約1か月から2か月の期間で販売を行うことができます。

また、現在、当社グループのダイヤモンド研磨事業では、資金不足のため、自己資金で原石を購入することができず、主に原石購入のための前受金を取引先から受領しての販売に限定されており、かつ、自社研磨しないで、原石のままの薄利な販売を余儀なくされております。

そのため、取引先が限定され、さらに自社で研磨することにより発生する付加価値を加えた本業ができておりません。

したがって、原石を自社で購入できるだけの資金を確保し、本来の付加価値を加えた、自社研磨後の製品販売に転換することが急がれております。

今回の資金手当により、前受金を受領して行う原石販売のスタイルから、自己資金によって、自力で原石を購入することが可能となり、自社研磨することで、より付加価値を加えた製品としての販売を行うことにより、利益率が改善することとなります。

また、研磨工場の設備の改善により約4,000c t程度のダイヤモンドを効率よく研磨することでの利益改善に努めてまいります。

計画では、今までの販売先からの前受金を受領する形の転売用約116百万円、自社研磨販売用(加工料等)約1百万円のダイヤモンド原石の取得を一旦終了し、本新株予約権で調達した自己資金で転売用約15百万円と自社研磨販売用約126百万円、合計約141百万円の取得を行います。

その後、ダイヤモンドの研磨実績を示しながらダイヤモンド原石の取得量を増加させ、平成24年2月以降を目途に転売用約47百万円、自社研磨販売用約378百万円、合計約426百万円を毎月取得していくことを当面の計画とすることといたします。

原石の購入は、競合他社との兼ね合いもありますが、月間約426百万円程度まで増額することは十分可能であり、月間約378百万円の研磨を継続することにより、利益の確保は勿論のこと、月間のダイヤモンド販売の売上高を約465百万円まで引き上げ、ダイヤモンド研磨事業におけるキャッシュ・フロー面につきましては平成24年8月を目途にプラスに転換する計画であります。

先に述べましたようにダイヤモンドの研磨は取得から販売までおよそ3か月から5か月の時間がかかるため、計画では平成24年5月以降をピークとした時の在庫等(原石、研磨途中、研磨済み)金額は約1,136百万円程度を見込んでおります。また、原石購入時に必要とされる未収消費税等残高は約518百万円と見込まれます。

加えて、ダイヤモンド研磨事業の設備費等(機械購入費等)の更新を必要としており、その資金としてダイヤモンド研磨に使用するレーザーソーイング等40百万円、モーター購入費等60百万円、合計100百万円を計画し、平成23年10月から平成23年11月の期間に支出する予定であります。

また、当社グループの運転資金につきましては、誠に遺憾ながら現在毎月17百万円程度の不足をきたしており、ダイヤモンド研磨事業の好転等により、運転資金不足も改善されていくものの、平成25年3月までは、証券代手手数料等90百万円、監査報酬等50百万円、租税公課等60百万円、賃貸借料等130百万円、その他公共料金等として115百万円、合計で445百万円を見込ませていただく予定であります。

また、割当先から、口頭にて平成23年10月の約1,800百万円分の行使を確約しております。

なお、当該事業計画は、平成23年10月に約1,800百万円、平成24年2月に約200百万円、平成24年6月に約200百万円の行使を前提として作成しております。

第三者割当による新株予約権を選択した理由につきましては、当社は、本資金調達を実施するにあたり、各種資金調達方法について検討を進めてまいりました。

しかしながら、当社の現況において、間接金融(銀行借入)による資金調達は、借入コストの問題もあり、自己資本比率の低下を招く理由から、事実上調達困難な状況であります。

そのため、既存株主の皆様への株式の希薄化というリスクを懸念しつつも、直接金融に依拠せざるを得ない状況であり、当社といたしましては、早期の業績の回復を図るため事業の多角化及び強化を目指しており、増資の資金使途とした2,210百万円の新たな運転資金が必要である今回の第10回新株予約権の資金調達に際しては、早期に資金調達を可能とする新株予約権の発行を含めて検討してまいりましたが、割当先との交渉を続けた結果、割当先の意向を踏まえ、割当先の判断で行使することができ、市場価額が行使価額を上回っている状況においては早急の資金調達が可能となることから、新株予約権の発行を選択いたしました。

#### 具体的な選定の経緯

当社は、ファイナンスを行う際は、今後の事業展開を展望し、事業目的を明確にした事業計画に基づく実行及び株主、投資家、証券市場に株式価値の希薄化を配慮したスキームを用いること、当社の事業内容をご理解していただいた上で実行すること、割当先等が反社会的勢力と一切の関わりがないことの確認ができることを基準に新たに複数の投資家の中から当社グループの事業方針及び今後の事業展開について賛同いただける先を模索してまいりました。

今回の割当先である厳健軍氏は当社社外取締役である陳?康氏からご紹介いただきました。

当社社外取締役である陳?康氏と厳健軍氏は陳?康氏が南方証券有限公司の副総裁であった約10年以上前から陳?康氏は厳健軍氏の財務アドバイザーであり、陳?康氏による当社の紹介に厳健軍氏が理解を示したことによるものであります。

当社社外取締役である陳?康氏は、当社の事業展開における資金調達を心配して下さり、当社の依頼に幅広い人脈を活かして、割当先を選定していただきました。

なお、厳健軍氏は中国上海市に居住しており、現時点では日本における当社取締役とは直接面談することはできませんでしたが、当社社外取締役である陳?康氏とは複数回の面談をしており、日本における株式関係の法令等を説明しており、当社としては、割当先の選定について問題ないと考えております。

また、当社グループは平成23年3月期において633百万円の当期純損失を計上、平成16年3月期より継続的な純損失を計上しており、キャッシュ・フロー面でも営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスが続き、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループは当該状況を解消すべく、徹底した経費削減を推進しておりますが、資金調達面においては新たな資金調達の枠組みが固まっておらず、業績の低迷が続いており、継続企業の前提に関しても疑義が生じている状況であることから、今回の規模の増資が必要であると考えております。

当該割当先である厳健軍氏は、当社グループが展開する上流であるロシア産ダイヤモンドの原石専属購買権から、下流であるお客様に販売ができる世界にまれに見る一貫したラインを持ち、中でも、ロシア連邦サハ共和国において、日本で唯一ダイヤモンド研磨工場を運営していることに深く共感し、当社の財務状況及び事業方針並びに今後の事業展開について深くご理解を頂いております。

なお、当社株価の下落等により、本新株予約権が行使されない場合は、当社グループの在庫販売等を含め、様々な資金調達の手段を再度検討することとなりますが、現時点では他の資金調達は難しいと考えております。

また、当社グループは、1. 運転資金(証券代行手数料等、監査報酬等、租税公課等、賃貸借料等、その他公共料金等)、2. ダイヤモンド研磨事業の運転資金(原石取得費等、未消費消費税等)、3. ダイヤモンド研磨事業の設備費等(ダイヤモンド研磨に使用するレーザーソーイング等、モーター購入費等)の順で優先順位をつけて充当する予定であります。

#### d. 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 65,000,000株

#### e. 株券等の保有方針

本新株予約権の行使により取得した株式については、割当予定先である厳健軍氏とは、保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、口頭にて保有方針は純投資であり、その時点での市場動向を鑑み判断すると確認しております。なお、口頭にて早期の約1,800百万円分の行使を確約しております。

また、本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要し、本新株予約権の譲渡は行わない予定であると口頭にて確認しております。なお、当社の経営に関与しないと確認しております。

#### f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、本新株予約権の払込みについては、割当予定先の自己資金をもって払込みを行うとの説明を受けております。この点、当社は、金融機関から提出された残高証明書により割当予定先の預金口座に約2,000百万円の残高が確保されていることを確認しております。

また、当該残高から本新株予約権の払込金額の65百万円を控除した残余残高は、本新株予約権の行使に要する2,145百万円には満たないものの、本新株予約権の一部行使には十分足りる約1,935百万円の金額であり、割当先からは、約1,800百万円の早期行使を口頭にて確約しており、早い段階での全額行使は難しいものの、行使により取得する当社普通株式の売却と売却

代金を用いた本新株予約権の行使を数回繰り返すことによって本新株予約権の全部を順次行使していく旨を当社は割当予定先より伺っております。

g．割当予定先の実態

当社は、当該割当先である巖健軍氏から確認書の受領により反社会的勢力と関係のないことの確認を行っております。

また、当社が長年企業調査等を依頼し、第三者機関である民間調査会社（株式会社ジェイ・ビー・エス：代表取締役村上英嗣：東京都千代田区神田神保町3 - 2 - 5）に思考・遵法、生活・経済、概況、経済内容、関係者評、見通し、略歴、家族事項、資産・経済状況、風評・評価等を調査しており、巖健軍氏は反社会的勢力と一切関係のないこと、及び暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体に該当せず、かつ、特定団体等とは一切関係がないことを当社として確認しております。

これらにより、当社は、巖健軍氏が反社会的勢力及び特定団体等と一切の関係がなく、社会的信用力は十分であると判断しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとされております。

## 3【発行条件に関する事項】

### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権における発行価格の決定に際しては、公正性を期すため、当社は独立した第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（代表取締役 能勢元：東京都千代田区永田町1-11-28）に対し、価値算定を依頼しております。

今回の評価においては、一般的な価格算定モデルである二項モデルを利用し、基準とする当社株価46円（平成23年9月12日の終値）、権利行使価格33円、ボラティリティ178.16%（平成22年9月から平成23年8月の月次株価を利用し年率換算して算出）、権利行使期間1年、リスクフリーレート0.12%（評価基準における1年物国債レート）、配当率0.00%、当社に付された取得条項、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク等を参考に公正価値評価を実施し、本新株予約権1個につき82,410円との算定結果を得ております。

割当先の権利行使については、二項モデルによる算定の結果、行使期間最終日（1年後または取得条項発動14日後）に時価が行使価格以上である場合に本新株予約権の全てを行使するものと仮定しております。

なお、本新株予約権については、基本的には引受先からの権利行使を前提としておりますが、株価が行使価額に代替資金調達コストを加えた額を超過した場合には、取得条項を発動するとの前提を置いております。具体的には、代替資金調達コストは修正CAPMにより算定した株主資本コスト7.8%に当社の想定格付けから推定した信用コスト分66.6%を加えた74.5%としており、取得条項を発動する株価水準は、行使価額33円に代替資金調達コスト分24.6円を加えた57.6円としております。なお、取得条項を発動する場合、当社取締役会決議により2週間以上前までの通知で発行価額と同額での取得が可能としております。

取得条項の発動タイミングとして、株価が行使価額に代替資金調達コストを加えた額を超えた場合に発動するとの前提を置いております。その理由と致しまして、株価が行使価格に代替資金調達コストを加えた額を超過することで新株予約権による資金調達よりも代替資金調達のほうが調達コストが安価となり、企業が株主価値の最大化のため取得条項を発動することが合理的であるためです。

取得条項があることは、引受先にとっては、株価上昇に伴い新株予約権の価値が上昇しているにもかかわらず発行体の任意による新株予約権の取得及び消却が実施される可能性があることから、経済的な観点からはデメリットとなります。よって、取得条項があることは、新株予約権の引受人が発行体に対して行使価格を異にするオプションを付与していることと同一であり、新株予約権の価格を減価する要因となります。

当社は、取得条項がない場合についても価格算定の概算を実施しており、取得条項を入れない、もしくは算定上考慮しない場合の新株予約権の公正価値は、1個あたり約141万円（1株あたり14.1円）と算定されており、取得条項がない場合は、取得条項がある場合と比較して新株予約権の価値が高く評価されることを確認しております。

当社株価が一定程度上昇する時には、仮に取得条項がないとするとより有利な代替資金調達方法を採用することができないため既存株主の権利を毀損することになります。一方、当社がより有利な代替的な資金調達手法を確保することは、既存株主の保護につながることから、今回の査定において取得条項とその発動タイミングを勘案し公正価値を評価していることは、より有利な代替資金調達手法を確保することという既存株主の保護の観点を加味しており合理性と妥当性があると判断しております。また、自社が現時点において想定している取得条項発動水準（取得条項発動水準について引受契約には記載がなく明確な発動タイミングは設定しておりませんが、新株予約権発行が資金調達を目的としたものであり、発行後すぐに取得条項を発動することは考えておりませんが、株価が約60円に大幅に上昇したり、当期純利益が黒字となるなど改善が見込める状況になり市場からの調達金利が約10%低下するなど、代替的な資金調達のほうが希薄化の影響が少なく効果的に株主資本の増強が図れる状況となり既存株主の保護のために有利と判断される場合に、株主価値の最大化の観点から取得条項を発動したほうがよいと自社が判断する水準）と異なる水準、つまり株価が57.6円となると取得条項が発動されるという前提に基づいて新株予約権の公正価値査定が実施されている点については、実際に想定されている発動水準は将来的に固定されたものではなく将来的に取得条項発動水準が変動する可能性があること、発行体が想定する発動水準により公正価値が変動することは理論的な公正価値を算出するという趣旨にそぐわないものであることから、自社が現時点において想定している取得条項発動水準と異なる取得条項発動水準を採用している点について合理的と判断しております。

株価の希薄化については、時価よりも低い行使価額で新株を発行することによる、1株あたり企業価値の希薄化の影響を考慮し、株価46円の時に全量行使された場合、希薄化により株価が44円に低下するとの前提としております。

株式の流動性については、全量行使で取得した株式を1営業日あたり43,900株（最近2年間の日次売買高の中央値である439,000株の10%）づつ売却できる前提を置いております。日次売買高の10%という数値につきましては、「有価証券の取引等に関する内閣府令」の25%ルール（自己株式の買付けに伴う相場操縦等により市場の公正性・健全性が損なわれ

ないよう、取引高を売買高の25%を上限とする規制)を参照し、市場環境への影響を鑑みて取引上限高である25%のうち平均してその40%~50%程度の自己株式の取引が市場でなされると想定し、その水準の取引高は市場価格への影響が軽微であること、また新株予約権の評価を行う一般的な算定機関において通常利用している数値でもあることから日次売買高の10%という数値を採用したことは妥当であると考えております。

最近2年間における売買高の中央値を採用した点につきましては、年初来安値の3円(平成23年3月15日)と比較し平成23年7月中の60円付近への20倍程度の異常な株価変動に伴う売買高の異常な変動の影響を避けるために、平均値ではなく、極端な数値変動に依存しない中央値が適当であることから妥当であると考えております。流動性を算出するための株式採用期間を2年間とした点については、直近の異常な株価上昇の影響を避ける必要があること、会計基準上、流動性の算出における売買高の採用期間についての規定はなく妥当であると考えております。

信用リスクについては、約6年間の上記の流動性を考慮した売却期間における当社の信用リスク(格付け機関発表の累積デフォルト確率を参考に1年後の倒産確率40%と仮定しております)に基づくリスクプレミアム分を新株予約権の価値から控除しており、新株予約権の価値を引き下げの効果があります。

また、当社取締役会は、上記の評価報告書を踏まえて、当社の業績動向、財務状況、株価動向、割当先との協議内容を総合的に勘案し、平成23年10月3日開催の取締役会において、次のとおり決定しております。

第10回新株予約権の発行価格につきましては、当該発行要領に定められた諸条件を考慮し、第7回新株予約権の時に使用した一般的な価額算定モデルである二項モデルを基礎として算定した結果による新株予約権価格算定報告書(本新株予約権1個につき82,410円)を参考に割当先と交渉した結果、双方の合意に基づき、本新株予約権の1個当たりの払込金額を100,000円といたします。

行使価額については、本ファイナンスに係る取締役会決議日の直前営業日までの直近6か月間の株式会社大阪証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の終値の平均値33.45円の1.35%のディスカウントを行った金額である33円といたしました。

現在の当社の状況における資金の出し手が極めて限定的であり、割当先と行使価額については、平成23年8月2日、8月3日の株式会社大阪証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の終値の48円から44円までの株価で行使価額を前提に交渉を開始しましたが、本割当先からは、平成23年7月11日付で中止した第三者割当による新株式の発行における発行価額の28円未満でしか引き受けられないとの回答でありましたが、本割当先と協議を続けた結果、既存株主への株式の希薄化、行使価額の影響度を慎重に検討しつつも、譲歩せざるを得ない状況であり、事業の継続展開という譲れない条件を鑑み、発行条件の調整を行いました。

なお、行使価額33円は本ファイナンスに係る取締役会決議直前営業日の終値株価45.00円に対しては26.67%のディスカウント、前日までの最近1か月平均47.48円に対しては30.50%のディスカウント、前日までの最近3か月平均49.21円に対しては32.94%のディスカウント、前日までの最近6か月平均33.45円に対しては1.35%のディスカウントであります。

当社株価は、株式会社大阪証券取引所JASDAQ市場における平成23年3月の月間終値平均は4.95円、平成23年4月の月間終値平均は5.20円、平成23年5月の月間終値平均は12.58円、6月の終値平均は33.32円、7月の終値平均は57.00円、8月の終値平均は43.91円であり、株価が大きく変動し、出来高も大きく膨らんで著しい株価の急高騰の影響を受けており、最近4か月間(平成23年5月から平成23年8月まで)の当社株価の変動が激しかったため、直前営業日、過去1か月平均、3か月平均といった終値平均株価に主体を置いて行使価額を算定するのは、必ずしも直近の当社株式の価値を公正に反映していないと思われ、本ファイナンスに係る取締役会決議日の直前営業日の終値は、一時的な株価の急高騰の影響から離脱しきれておらず、直前営業日、1か月平均、3か月平均という期間を基準とした場合、これらが必ずしも当社本来の株式価値を反映しているとは限らないと判断いたしました。

なお、当社監査役会3名全員(社外監査役2名)から、本件第三者割当による新株予約権の発行価格については、独立した第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社(代表取締役 能勢元:東京都千代田区永田町1-11-28)に対して新株予約権価値の算定を依頼し、当該発行要項に定められた諸条件を考慮し、一般的な価額算定モデルである二項モデルを基礎として算定した結果による新株予約権価格算定報告書(本新株予約権1個につき82,410円)を参考に、本新株予約権の1個当たりの払込金額を100,000円としております。上記報告書における株価(46円)、行使額(33円)、ボラティリティ(178.16%)、行使期間(1年)、リスクフリーレート(0.12%)、配当率(0.00%)等の仮定やその他諸条件に特に問題はないと考えられ、また、金融工学的な公正価値である82,410円を上回る100,000円を本新株予約権の1個当たりの払込金額としていることから、本新株予約権発行は特別有利な価格での発行ではないと考えられます。

行使価額につきましては、本来の株式価値を反映させるためには、一時的な株価変動の影響が平準化された6か月間の平均をとることにより、数か月間における株価の一時的な相場変動の影響を可能な限り排除すべきと判断し、よって今回の行使価額33円については、発行決議日の直前営業日までの直近6か月間の株式会社大阪証券取引所JASDAQ市場における当該普通株式の終値の平均値33.45円に1.35%のディスカウントを行なった金額であり、それ自体で特に割当先に有利な金額ではなく、有利発行には該当せず適法である旨の意見を得ております。

また、取得条項の発動タイミングが算定上前提としている水準と当社が想定している水準とで異なる点について、実際に想定されている発動水準は将来的に固定されたものではなく将来的に取得条項発動水準が変動する可能性があること、発

行体が想定する発動水準により公正価値が変動することは理論的な公正価値を算出するという趣旨にそぐわないものであることから、合理的であるとの意見を述べております。

(2) 発行数量及び株式の希釈化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の行使による発行株式数は65,000,000株(議決権の数650,000個)であり、平成23年10月3日現在の当社発行済株式総数268,172,137株(議決権の総数は2,675,173個)に対して議決権の総数に対する24.30%の希薄化が生じます。これにより既存株主の皆様におきましては、株式持分及び議決権比率が低下いたします。また、1株当たり純資産額、1株当たり予想当期純利益が低下するおそれがあります。

しかしながら、前述のとおり、現在のように厳しい経営環境の中でも収益を確保するためには、当該事業資金の確保は必要であります。

また、当社の財政面での安定性を確保し、その基盤の上に収益性の改善と成長を図るために、当該規模の資金調達が望ましいと考えており、当社グループの本格的な業績の回復には時間を要する状況であるため、公募増資や金融機関借入の実施は難しい状況であることを鑑みると、本スキームによる資金調達は、既存株主の皆様の保有している株式の経済的価値を向上させるものであると判断いたしました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

本書提出日現在の当社の発行済株式総数268,172,137株(議決権の総数は2,675,173個)であります。本新株予約権が全て行使された場合に発行される当社普通株式65,000,000株に係る議決権の個数は650,000個となり、現在の当社の議決権の総数に対する割合は最大で24.30%となり、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当には該当いたしません。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合 (%)
厳 健軍	中国上海市愚園路			65,000,000	19.55
Eurostar HK Holdings Limited	P.O.Box957,Offshore Incorporations Centre, RoadTown, Tortola, British Virgin Islands	31,838,425	11.90	31,838,425	9.57
宗教法人慈照会	栃木県芳賀郡芳賀町大字 西水沼1047 - 1	27,390,310	10.24	27,390,310	8.24
森田 久	東京都三鷹市	9,517,850	3.56	9,517,850	2.86
株式会社サハ企画	東京都墨田区千歳3 - 12 - 7 4 F	8,605,715	3.22	8,605,715	2.59
大阪証券金融株式会社	大阪府大阪市中央区北浜 2 - 4 - 6	7,226,400	2.70	7,226,400	2.17
馬場 義明	東京都中央区	6,550,000	2.45	6,550,000	1.97
中村 義巳	東京都世田谷区	5,529,650	2.07	5,529,650	1.66
MLPFS CUSTODY ACCOUNT	SOUTH TOWER WORLD FINANCIAL CENTER NEW YORK N.Y. USA	4,929,000	1.84	4,929,000	1.48
河野 信夫	広島県廿日市	3,200,000	1.20	3,200,000	0.96
計		104,787,350	39.18	169,787,350	51.05

(注) 1. 上記の割合は、小数点以下第三位を四捨五入して算出しております。

2. 平成23年3月末日時点の株主名簿及び平成23年4月1日以降提出の大量保有報告書及び変更報告書を基にして作成しております。

3. 議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数は平成23年3月末日現在の株主名簿に基づき654,752株であります。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。



## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1. 臨時報告書の提出内容

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第46期事業年度）の提出日以降、本届出書の提出日までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

平成23年7月4日提出 臨時報告書

#### 1. 提出理由

当社は、平成23年6月29日開催の当社第46回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき提出するものであります。

#### 2. 報告内容

##### (1) 株主総会が開催された年月日

平成23年6月29日

##### (2) 決議事項の内容

###### 第1号議案 取締役7名選任の件

取締役として、今野康裕、亀井晃、平野晃弘、宮崎富司、井上喜明、姜杰、陳?康を選任する。

###### 第2号議案 監査役1名選任の件

監査役として、内川昭比古を選任する。

##### (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示にかかる議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	決議の結果	
				賛成比率（％）	可否
第1号議案					
今野 康裕	959,433	72,185	0	93.00	可決
亀井 晃	959,702	71,916	0	93.03	可決
平野 晃弘	959,602	72,016	0	93.02	可決
宮崎 富司	959,391	72,227	0	93.00	可決
井上 喜明	959,574	72,044	0	93.02	可決
姜 杰	959,679	71,939	0	93.03	可決
陳 ?康	959,679	71,939	0	93.03	可決
第2号議案					
内川 昭比古	1,026,096	5,819	0	99.46	可決

（注）第1号議案、第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

##### (4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

該当事項はありません。

## 2. 事業等のリスク

後記「第四部 組込情報」に記載の最近事業年度にかかる有価証券報告書又は最近事業年度の翌事業年度にかかる四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成23年10月3日）までの間において変更が生じており、「事業等のリスク」として、次のとおり追加します。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、以下の「事業等のリスク」に記載されたものを除き、本有価証券届出書提出日（平成23年10月3日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

### 希薄化による株主への影響について

第10回新株予約権をすべて行使した場合の発行株式数は65,000,000株であり、平成23年10月3日現在の当社発行済株式総数268,172,137株の24.24%に相当いたします。

既存株主におかれましては第10回新株予約権が行使された場合には株式価値の希薄化が生じるリスクがあります。

### 株価下落に関するリスク

第10回新株予約権65,000,000株を1株当たり33円で行使した場合、大量の株式が発生することとなり、市場で急激に売却された場合には株価が下落するリスクがあります。

### 資金調達に関するリスク

第10回新株予約権の割当先である厳健軍氏は、本新株予約権の払込み及び行使について、第10回新株予約権の払込み及び早期の一部権利行使については口頭にて確約を得ており、前向きな姿勢であります。割当先の何らかの要因で予定通りに払込み及び行使が行われないリスクがあります。

なお、当社は割当先より、本新株予約権の引受けに係る資金又は財産を確保している旨の報告を受けており、行使総額に相当する2,145百万円には満たないものの、本新株予約権の一部権利行使には十分足りる金額があると判断しております。

### 事業継続に関するリスク

第10回新株予約権の払込みと行使について、予定通りに払込みと行使が行われない場合、当社グループによる様々な資金調達の手段を再度検討することとなりますが、他の資金調達が出来ない場合、事業継続ができないリスクがあります。

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第46期)	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日	平成23年6月29日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第47期第1四半期)	自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日	平成23年8月15日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続きの特等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）」A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第 1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年6月22日

株式会社サハダイヤモンド  
取締役会 御中

### やよい監査法人

指定社員 公認会計士 市島 幸三 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 近 暁 印  
業務執行社員

#### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社サハダイヤモンドの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サハダイヤモンド及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、当社グループは、当連結会計年度において1,298百万円の当期純損失を計上、平成16年3月期より継続的な損失を計上している。

当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が生じており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は、継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表には反映されていない。

2. 重要な後発事象として以下のとおり記載されている。

(1) 平成22年5月19日開催の取締役会において、「資本準備金の額の減少の件」並びに「剰余金の処分の件」を平成22年6月29日開催予定の第45回定時株主総会に付議することを決議した。

(2) 平成22年5月28日開催の取締役会において、当社の営むプライダグジュアリー事業を会社分割（新設分割）し、当社は持株会社社に移行することを、平成22年6月29日開催予定の第45回定時株主総会に付議することを決議した。

(3) 平成22年4月1日から6月22日までに、第9回新株予約権の行使により、120百万円の資金を調達した。

#### <内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社サハダイヤモンドの平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社サハダイヤモンドが平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。  
2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年6月24日

株式会社サハダイヤモンド  
取締役会 御中

やよい監査法人

指定社員 公認会計士 市島 幸三 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 近 暁 印  
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社サハダイヤモンドの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サハダイヤモンド及び連結子会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度において633百万円の当期純損失を計上、継続的な損失を計上している。

当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は、継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表には反映されていない。

2. 重要な後発事象として以下のとおり記載されている。

平成23年5月23日の第9回新株予約権の行使により、358百万円の資金を調達した。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社サハダイヤモンドの平成23年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社サハダイヤモンドが平成23年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年8月15日

株式会社サハダイヤモンド  
取締役会 御中

やよい監査法人

指定社員  
業務執行社員

公認会計士 市島 幸三 印

指定社員  
業務執行社員

公認会計士 近 暁 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社サハダイヤモンドの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。それらの手続は、当監査法人の判断により、年度の財務諸表の監査において得た重要な虚偽表示のリスクの評価を考慮して選択及び適用されており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社サハダイヤモンド及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当第1四半期連結累計期間に154百万円の四半期純損失を計上し、平成16年3月期より継続して純損失を計上し、キャッシュ・フロー面でも、営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスが続いている。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表には反映されていない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。



## 独立監査人の監査報告書

平成22年6月22日

株式会社サハダイヤモンド  
取締役会 御中

### やよい監査法人

指定社員 公認会計士 市島 幸三 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 近 暁 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社サハダイヤモンドの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第45期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サハダイヤモンドの平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、当社は、当事業年度において1,197百万円の当期純損失を計上、継続的な損失を計上している。

当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が生じており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は、継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表には反映されていない。

2. 重要な後発事象として以下のとおり記載されている。

(1) 平成22年5月19日開催の取締役会において、「資本準備金の額の減少の件」並びに「剰余金の処分の件」を平成22年6月29日開催予定の第45回定時株主総会に付議することを決議した。

(2) 平成22年5月28日開催の取締役会において、当社の営むプライダルジュエリー事業を会社分割(新設分割)し、当社は持株会社制に移行することを、平成22年6月29日開催予定の第45回定時株主総会に付議することを決議した。

(3) 平成22年4月1日から6月22日までに、第9回新株予約権の行使により、120百万円の資金を調達した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成23年6月24日

株式会社サハダイヤモンド  
取締役会 御中

やよい監査法人

指定社員 公認会計士 市島 幸三 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 近 暁 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社サハダイヤモンドの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第46期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サハダイヤモンドの平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当事業年度において1,111百万円の当期純損失を計上、継続的な損失を計上している。

当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は、継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表には反映されていない。

2. 重要な後発事象として以下のとおり記載されている。  
平成23年5月23日の第9回新株予約権の行使により、358百万円の資金を調達した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。